

第16章

地域統合

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

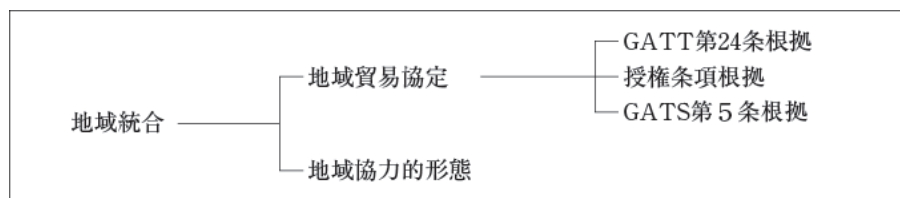
GATT・IMF体制を中心とする多角的な枠組みは、戦後の世界経済の発展を支えてきた。しかし、1990年代以降、先進国、開発途上国を問わず地域統合は増加・拡大の一途をたどってきており、現在、地域統合内部の域内貿易は、世界貿易の相当の部分占めるようになっている（図表Ⅱ-16-1）。

地域貿易協定（Regional Trade Agreement）は、WTO協定では、物品の貿易についてはGATT第24条に基づくもの、及び開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる1979年の締約国団決定（いわゆる「授權条項」：Enabling Clause；第Ⅱ部第1章「最恵国待遇」参照）に基づくもの、サービスの貿易についてはサービス協定（GATS）第5条に基づくものに分類されている。GATT24条に基づく地域貿易協定は、「関税同盟（Customs Union）」及び「自由貿易地域（Free-Trade Area）」¹、並びにそれらの形成のための「中間協定（Interim Agreement）」の3つの概念に分類される（図表Ⅱ-16-2参照）。関税同盟と自由貿易地域を比較すると、域内の関税・制限的通商規則（詳細は図表Ⅱ-16-7参照）を撤廃することにより域内の貿易

を自由化することは両者に共通する点であるが、関税同盟では各締約国が域外から輸入する産品への関税率・通商規則を実質的に同一にするため、対外共通関税を設ける必要があるのに対し、自由貿易地域（FTA¹）では、締約国間の輸出入のみが自由化の対象となるため、そうした必要がない点で異なる

なお、「地域統合」には、WTO協定で例外として認められている地域貿易協定と、アジア太平洋経済協力（APEC）のような地域協力的形態のものがあり、図式化すると、以下ようになる。本章では、WTO協定で例外として認められている地域貿易協定を中心に説明する。

WTO協定で認められている地域貿易協定は、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質上のすべての貿易で撤廃すること等の一定の要件を満たすことを条件に、最恵国待遇原則の例外として正当化されるものである。地域貿易協定は、域内の貿易の自由化を促進する面があるものの、域外に対して障壁を高めるような場合には貿易の自由化を阻害する。このため、WTO体制が形骸化されることのないように、GATT第24条等の適正な運用が行われるべきである。



¹ 「FTA」は Free-Trade Agreement（自由貿易協定）に対する略称としても用いられることがあるが、ここでは GATT の条文に基づき自由貿易地域（Free-Trade Area）に対する略称とする。

<図表 II-16-1>世界貿易に占める各地域及び主な地域貿易協定の割合（物品分野）

	輸出額 (2021年)			輸入額 (2021年)		
	10億ドル	シェア (%)	対前年増加率 (%)	10億ドル	シェア (%)	対前年増加率 (%)
世界	22,328	100%	27%	22,587	100%	26%
北米	2,757	12%	23%	3,963	18%	23%
（米国）	1,754	8%	23%	2,935	13%	22%
中南米	714	3%	34%	744	3%	42%
欧州	7,987	36%	22%	8,010	35%	23%
CIS	654	3%	44%	458	2%	24%
アフリカ	561	3%	42%	629	3%	28%
中東	1,155	5%	42%	869	4%	26%
アジア	8,502	38%	27%	7,912	35%	30%
（中国）	3,364	15%	30%	2,689	12%	30%
（日本）	756	3%	18%	769	3%	32%
EU	6,630	30%	21%	6,469	29%	25%
USMCA	2,757	12%	23%	3,962	18%	23%
メルコスール	379	2%	36%	322	1%	36%
ASEAN	1,720	8%	24%	1,621	7%	24%
CPTPP	3,405	15%	24%	3,234	14%	24%

（注）対前年増加率は対2020年比、CPTPPは署名11カ国で算出。

出所：WTO 事務局編、WTO World Trade Statistical Review 2022

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtsr_2022_e.htm

（2）法的規律の概要

①GATT 第24条及びGATS 第5条に基づく地域貿易協定についての規定

GATT は、第1条で最恵国待遇を基本的な原則として規定しており、特定国に対してのみ関税を引き下げることが原則として許容していない。

しかし、物品の貿易については、GATT 第24条に

おいて、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結の目的が、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることではなく、域内の貿易を容易にすることである場合には、貿易自由化の見地から許されるとし、以下の要件に適合することを条件（図表 II - 16 - 2）に、地域貿易協定を最恵国待遇原則の例外として認めている。

<図表 II-16-2>GATT 第24条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(第24条第5項、第8項の要件)		
	第24条第5項	第24条第8項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の全般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則（11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く）を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の

		関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則（11条、12条、13条、14条、15条及び20条を除く）を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記 (a) 又は (b) に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

(補償的調整)

関税同盟：第24条第5項 (a) の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う（第24条第6項）。

(締約国団への通報、締約国団による検討)

- ・自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない（第24条第7項 (a)）。
- ・通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う（同項 (b)）。

WTO 発足以前は、関税同盟あるいは自由貿易地域のGATT 第24条との整合性の問題は、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定ごとに設置された作業部会において審査されていた。しかし、第24条は、「実質上のすべての貿易」、「その他の制限的通商規則」、「全体として…高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」等の曖昧な表現が用いられているため、地域貿易協定の審査は、ほとんどの場合、第24条の解釈をめぐる対立し、審査報告書案は両論併記で終わっている。

GATT 第24条の解釈は、1957年署名のヨーロッパ経済共同体 (EEC) を設立したローマ条約に対する審査において問題となるなど、1994年末までに審査を終了した69件の作業部会のうち、整合性の問題につきコンセンサスに達することができたのはわずか6件という状況であった。また、ほとんどすべての地域貿易協定の審査においてGATT 第24条との整合性につき意見が対立したにもかかわらず、地域貿易協定の特恵措置がGATT 第24条で正当化されるかについてパネルで争わ

れたのは3件しかなく、パネル報告も未採択である（なお、WTO体制となってから地域貿易協定に関する上級委員会報告が出されているが、これらの報告書はGATT 第24条の核心部分について明示的な判断を下したわけではなく、第24条の解釈を明確化することの意義は失われていない）。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、第24条の解釈を困難としている不明確な要件をなくすための討議が行われた。その結果、第24条第5項 (a) に規定する「関税の全般的水準」に関する要件については、「GATT 第24条の解釈に関する了解」において、EU が用いてきた算術平均ではなく、貿易量を加味した加重平均を用いることが明記された。しかし、第24条第8項に規定する「実質上のすべての貿易」に関する要件については、主要産品を除くことは認められない旨の提案がなされたが合意に至らなかったため、以下のような限られた改善しか行われなかった（図表II-16-3）。なお、更に、サービス分野については、GATS 第5条にGATT 第24条と同様の表現を加えることとなった（図表II-16-4）。

<図表 II-16-3>GATT 第 24 条の明確化のための解釈了解等

<p>(a) 4年のGATT第24条の解釈に関する了解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GATT第24条第5項 (a) にいう関税同盟の「関税の全般的な水準及び通商規則」における関税の計算方法には、貿易量を加味した加重平均関税率を用いる (パラグラフ2)。 ・ GATT第24条第5項 (c) にいう中間協定における地域統合の完成までの「妥当な期間」は、原則10年以内とする (パラグラフ3)。 ・ 関税同盟の構成国が譲許関税率を超えて関税を引き上げる場合には、関税譲許の修正等を行う前にGATT第28条 (譲許表の修正についての手続) に基づき交渉を開始する (パラグラフ4)。 ・ 関税同盟の設立の結果として、関税率の削減の利益を得る加盟国は、関税同盟の構成国に対し補償的調整 (いわゆる「逆補償」) をする義務はない (パラグラフ6)。 ・ 物品理事会は、地域統合の創設、構成国の増加等に関する作業部会の実事認定の報告に基づいて適当な場合には勧告を行う (パラグラフ7)。 <p>(b) アンチ・ダンピング協定第4条第3項</p> <p>二以上の国が GATT 第 24 条第 8 項 (a) の規定により、単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における産業は、アンチ・ダンピング協定の適用上、一つの国内産業とみなされる。</p> <p>(c) 補助金協定第16条第4項</p> <p>アンチ・ダンピング協定と同様に規定。</p> <p>(d) セーフガード協定第2条第1項脚注</p> <p>本協定のいかなる規定も、GATT 第 19 条と第 24 条第 8 項との関係についての解釈に予断を与えるものではない。</p> <p>(e) 原産地規則協定附属書 II</p> <p>一般特惠関税と並び、地域貿易協定における特惠関税についても、以下のようなことを確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特惠原産地規則が適用される場合において満たされるべき要件を明確に定めること (パラグラフ3 (a) (i))。 ・ 特惠原産地規則は積極的な基準を基礎としなければならないこと (パラグラフ3 (b))。 ・ 特惠原産地規則に関する法律等をGATT第10条第1項 (貿易規則の公表) に従って公表すること (パラグラフ3 (c))。 ・ 特惠原産地規則を遡及的に適用してはならないこと (パラグラフ3 (e))。

<図表 II-16-4>GATS 第 5 条 (経済統合)

<p>サービス分野における経済統合には、GATS 第 5 条の規律がかかり、特に以下 3 つの要件が重要である^(注)。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 相当な範囲の分野を対象としていること (GATS第5条1 (a)) (2) いずれのモードも予め排除していないこと (GATS第5条1 (a) への注釈) (3) 実質的にすべての差別が合理的期間内に撤廃されること (GATS第5条1 (b)) <p>上記 (1) の「相当な範囲の分野」の内容及び (3) の合理的期間の長さについては、明確な定義はなく、今後の議論が待たれる。</p> <p>なお、これらの要件に関しては、開発途上国に対する例外として、その国の発展の水準に応じて弾力的に適用することが規定されている (GATS 第 5 条 3 (a))。また、開発途上国間の協定においては、域内で設立された企業であっても第三国に支配されているものは差別的な待遇を認める旨の規定がある (GATS 第 5 条 3 (b))。これは、第三国に支配されていても域内で設立された企業であれば差別できない旨の規定 (GATS 第 5 条6) に対する例外であり、ウルグアイ・ラウンド時にメルコスール (MERCOSUR) の制度を維持するために挿入された規定と言われている。</p>
--

GATS 第5条2は、上記(3)の要件(実質上のすべての差別)の評価に際し、当該サービス自由化協定の、関係国間での貿易の自由化との関係を考慮できる旨規定しており、FTAで物品の自由化をする場合は、サービスの自由化の要件を緩和できるという方向に働く規定である。なお、物品やサービス分野の自由化範囲等は、WTOのRTA委員会において審査されることになる。

(注) サービスの地域貿易協定に関するその他の要件として、次のものがある。

- ・ 協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない(第4項)。
- ・ 逆補償を求めてはならない(第8項)。

(なお、約束表については第III部第2章「サービス貿易」を参照)

また、2001年11月に開催されたドーハ閣僚会議で採択された閣僚宣言において、地域貿易協定に適用されるWTOの規律及び手続の明確化及び改善を目指して交渉することが合意された。手続の明確化については合意に至り、2006年12月14日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択され(詳しくは、③(b)参照)、ドーハ宣言パラグラフ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている(なお、運用開始1年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている)。今後、地域貿易協定が達成すべき自由化水準などの明確化についての議論が残されている。

②開発途上国間の地域貿易協定の扱いについて

開発途上国間の地域貿易協定については、いわゆる「授権条項」(上記(1)参照)において特則が合意されており、これは1994年のGATTの一部を構成するものとなっている。授権条項は、以下のような要件に適合することを条件(図表II-16-5)に、開発途上

国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、GATT第1条(最恵国待遇)の例外として認めている(パラグラフ2(c))。

この授権条項はGATT第24条との関係につき何等言及していないため、授権条項による開発途上国間の地域貿易協定とGATT第24条との関係について、以下の三通りの考え方のうち、いずれを採用すべきか不明確である。

- 授権条項は、開発途上国の輸出力増大・経済発展のために決定されたものであり、開発途上国間の地域貿易協定は、授権条項によって判断する。
- 授権条項は、本来、部分的・非包括的な協定を扱うものであり、また、措置を講ずる加盟国に対して一定の通報義務と協議義務を課しているに過ぎず、本格的な地域貿易協定を扱うものとしては不十分である。本格的な地域貿易協定については、あくまでも、GATT第24条によって判断する。
- 開発途上国間の地域貿易協定については、GATT第24条と授権条項の両方を勘案して判断する。

<図表 II-16-5>授権条項における要件

(要件)

- ・ 開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない(パラグラフ3(a))。
- ・ 関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となつてはならない(パラグラフ3(b))。

(締約国団への通報、協議)

- ・ 締約国団に対する通報及び情報提供(パラグラフ4(a))。
- ・ 利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること(パラグラフ4(b))

このため、授権条項に基づき通報された地域貿易協定は、追加的な問題を引き起こしている。本問題については、1992 年 3 月に通報されたメルコスールの審査方法に関連して GATT の中で初めて検討された。ここでは、メルコスールを GATT 第 24 条の下で通報すること及びその審査のための作業部会を GATT 理事会に設置することを要求する国があったが、検討の結果、理事会ではなく「貿易及び開発に関する委員会 (CTD : Committee on Trade and Development)」の下で審査を行うこと及びその付託事項 (授権条項及び GATT 第 24 条に照らし審査し、その結果を締約国団に報告するとともに、理事会にその写しを送付すること) につきコンセンサスが得られた。なお、後述する CRTA が 1996 年 2 月に新設されたことに伴い、審査は同委員会で行われている。また、AFTA についても同様の議論が行われたが、いまだコンセンサスが得られておらず、CTD への通報のみが行われている。

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言を受け、CRTA での審査手続の明確化など、地域貿易協定の透明性向上を目指した議論が、ルール交渉部会において進められ、前述のように、2006 年 12 月 14 日に行われた一般理事会において、地域貿易協定の審査手続を明確化した透明性メカニズムが採択された (詳しくは、③ (b) 参照)。これにより、授権条項根拠の地域貿易協定も本透明性メカニズムの対象となること、審査の場は CRTA ではなく CTD とするが、他の案件と一緒に審査するのではなく、専ら地域貿易協定を審査するための会合 (dedicated session) として開催することが決定した。

③地域貿易協定委員会 (CRTA) における検討一

規則及び手続の改善一

地域貿易協定の増大に従い、既存の地域貿易協定の定期通報の審査負担が増加することが予想される。このため、審査の効率化を目的とする単一の委員会による審査体制への移行が合意され、1996 年 2 月の一般理事会で地域統合についての専門委員会として「地域貿易協定委員会 (CRTA : Committee on Regional Trade Agreements)」が設置された。CRTA では、従来、物品

理事会、サービス理事会及び CTD の下で、地域貿易協定ごとに設置された個別作業部会が行っていた審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等のほか、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討することが合意された。具体的には、(a) 通報された地域貿易協定²²の審査、(b) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告システムの検討、(c) 審査手続の改善策の検討、(d) 多国間貿易体制に対し地域貿易協定が持つシステム的な問題及び両者の関係の検討等が付託事項となった。

なお、上記のうち (a) を除く事項については、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言で新ラウンドの交渉事項となり、ルール交渉部会で議論が行われている。

(a) 地域貿易協定の審査

WTO のまとめによると、2023 年 1 月 1 日時点で発効済みの協定に対応する 583 件の通報 (うち、GATT 第 24 条に基づく通報は 323、授権条項に基づく通報は 63、GATS 第 5 条に基づく通報は 197) (注 : 同一協定であっても、GATT や授権条項、GATS に基づき別々に通報されたもの、及び既存協定への新規加盟に伴い通報されたものはそれぞれ 1 件としてカウントしている) がなされているが、事実審査は進んでいるものの、結果として CRTA 設置後は、審査報告書は 1 つも採択されていない (参考 : CRTA 設置以前における審査報告書の採択数は 17、報告のない RTA は 8)。なお、審査報告書案はすべて両論併記の内容となっている。また、2006 年 12 月 14 日の透明性メカニズム採択後は事務局が作成する事実報告書を検討する形をとっている (事実報告書 (Factual Presentation) 公表済み : 388)。更に、透明性メカニズム採択前に事実審査を終えていた RTA については事実概要を作成している (事実概要 (Factual Abstract) 作成済み : 70)。

なお、2022 年の CRTA 活動概要及び 2021 年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要は次のとおりである (図表 II - 16 - 6 参照)。

²² 通報された地域貿易協定の概要と審査状況については WTO のウェブサイトで公開されている。 (<http://rtais.wto.org/UL/publicsummarytable.aspx> 2023 年 2 月 17 日最終アクセス)

<図表 II-16-6>2022年のCRTA活動概要³及び2022年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要（物品協定関連。2022年作成成分を記載。詳細はWTO・HP参照⁴）

①2022年のCRTA活動概要

- 2022年 3月 第102回WTO地域貿易協定委員会（英国・トルコ、英国・シンガポール、中国・モーリシャス）
 2022年 6月 第103回WTO地域貿易協定委員会（ウクライナ・イスラエル、ナミビア・ジンバブエ、英国・チリ、英国・カナダ、英国・ヨルダン、EU・中央アメリカ）
 2022年 9月 第104回WTO地域貿易協定委員会（GCC・シンガポール、英国・スイス（リヒテンシュタイン）、英国・チュニジア、英国・韓国、韓国・中央アメリカ）
 2022年11月 第105回WTO地域貿易協定委員会（韓国・トルコ、英国・ケニア、英国・イスラエル、英国・エジプト、英国・メキシコ）

②2022年に作成された地域貿易協定に関する事実報告書の概要

協定名称 （WTO事務局による事実報告書作成日）	文書番号	署名日、発効日	概要（協定の構造）
中国－モーリシャス （2022年1月17日） [物品・サービス]	WT/REG442/1	署名：2019年10月17日 発効：2021年1月1日	一般規定・定義、物品貿易、原産地規則、SPS、TBT、貿易救済措置、サービス貿易、投資、競争、知財、電子商取引、経済協力、透明性、制度規定、紛争処理、例外、最終規定（全17章）
英国－トルコ （2022年1月17日） [物品]	WT/REG434/1	署名：2020年12月29日 発効：2021年1月1日	一般定義、内国民待遇・物品市場アクセス、税関・貿易円滑化、TBT、貿易救済措置、競争、政府調達、知財、制度規定、例外、紛争処理、最終規定（全13章）
英国－シンガポール （2022年1月17日） [物品・サービス]	WT/REG432/1	署名：2020年12月10日 発効：2021年2月11日	（EU・シンガポール FTA を踏まえ制定）
EU－中央アメリカ （2022年3月10日） [物品・サービス]	WT/REG332/1	署名：2012年6月29日 発効：2013年8月1日 （EU、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ） 2013年10月1日 （コスタリカ、エルサルバドル） 2013年12月1日 （グアテマラ）	一般・制度規定、政治対話、協力、貿易（序文規定、物品貿易、制度・サービス・電子商取引、国際収支・資本移動、政府調達、知財、貿易と競争、貿易と持続可能な開発、地域経済統合、紛争処理、非関税障壁の仲裁メカニズム、透明性・行政手続、特別規定、例外）、最終規定（全5部（第4部貿易は全14タイトルから構成））
英国－ヨルダン （2022年4月12日） [物品]	WT/REG453/1	署名：2019年11月5日 発効：2021年5月1日	（EU・ヨルダン FTA を踏まえ制定）
ナミビア－ジンバブエ （2022年4月12日） [物品]	WT/REG450/1	署名：1992年8月17日 発効：1993年4月30日 （修正発効2009年10月28日）	物品貿易、原産地規則、輸出税・数量制限、SPS/TBT等、分野別規定、透明性、国際収支・資本移動、例外、加入・脱退、制

³ WT/REG/33 CRTA2022年報告書

⁴ https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

			度的事項、紛争処理、他協定との関係等
英国－チリ (2022年4月12日) [物品・サービス]	WT/REG423/1	署名：2019年1月30日 発効：2021年1月1日	(EU・チリ FTA を踏まえ制定)
英国－カナダ (2022年4月12日) [物品・サービス]	WT/REG419/1	署名：2020年12月22日 発効：2021年4月1日 (物品部分については同年1月1日に暫定適用)	(EU・カナダ FTA を踏まえ制定)
韓国－中央アメリカ (2022年7月14日) [物品・サービス]	WT/REG452/1	署名：2018年2月21日 発効：2019年10月1日 (韓国、ホンジュラス、ニカラグア) 2019年11月1日 (コスタリカ) 2020年1月1日 (エルサルバドル) 2021年3月1日 (パナマ)	序文規定・定義、内国民待遇・物品市場アクセス、原産地規則・原産地手続、税関手続・貿易円滑化、SPS、TBT、貿易救済措置、政府調達、投資、越境サービス、金融サービス、ビジネスパーソンの移動、電気通信、電子商取引、知財、労働、環境、透明性、協力、競争、制度規定、紛争処理、例外、最終規定(全24章)
英国－スイス(リヒテンシュタイン) (2022年7月14日) [物品]	WT/REG437/1	署名：2019年2月11日 発効：2021年1月1日	(EU・スイス(リヒテンシュタイン) FTA を踏まえ制定)
英国－チュニジア (2022年7月14日) [物品]	WT/REG433/1	署名：2019年10月4日 発効：2021年1月1日	(EU・チュニジア FTA を踏まえ制定)
英国－韓国 (2022年7月14日) [物品・サービス]	WT/REG431/1	署名：2019年8月22日 発効：2021年1月1日	(EU・韓国 FTA を踏まえ制定)
英国－ケニア (2022年7月14日) [物品]	WT/REG417/1	署名：2020年12月8日 発効：2021年3月22日 (同年1月1日に暫定適用)	(EU・東アフリカ共同体(EAC) FTA を踏まえ制定)
韓国－トルコ (2022年8月23日) [サービス]	WT/REG339/4	署名：2015年2月26日 発効：2018年5月1日	サービス貿易、電子商取引、最終規定
英国－メキシコ (2022年9月5日) [物品]	WT/REG456/1	署名：2020年12月15日 発効：2021年6月1日	(EU・メキシコ FTA を踏まえ制定)
英国－イスラエル (2022年9月5日) [物品]	WT/REG428/1	署名：2019年2月18日 発効：2021年1月1日	(EU・イスラエル FTA を踏まえ制定)
英国－エジプト (2022年9月5日) [物品]	WT/REG426/1	署名：2020年12月5日 2021年1月1日	(EU・エジプト FTA を踏まえ制定)
インド－ブータン (2022年10月13日) [物品]	WT/COMTD/RTA25/1	署名：2006年7月28日 発効：2006年7月29日	－
英国－東南部アフリカ (2022年12月5日) [物品]	WT/REG427/1	署名：2019年1月31日 発効：2021年1月1日	一般規定、物品貿易、漁業、経済発展協力、将来交渉分野、紛争回避・制度事項等

出所：WTO事務局(地域貿易協定の事実報告書(Factual Presentation))

(b) 新規の地域貿易協定の審査手続の改善策の検討

新規の地域貿易協定審査において、数年分の未審査案件が溜まっていることや提供情報が不十分である等の問題を解決し審査手続を改善するため、情報提供の標準フォーマット及び審査手続がルール交渉部会で検討されてきた。2006年12月14日に行われた一般理事会において、透明性メカニズムが採択され、これにより地域貿易協定の審査手続が明確化された。ドーハ宣言パラグラフ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（なお、運用開始1年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、見直しは見送られている）。透明性メカニズムの概要は以下の通りである。

- 1 地域貿易協定の WTO 事務局への通報は、一般に発効前に行う。
- 2 地域貿易協定の審査は通報から1年以内に終える。
- 3 透明性メカニズムの実施については、CRTA はGATT 第24条及びGATS 第5条に基づくRTAに関して、CTD は授權条項根拠のRTAに関して実施する。ただし、CTD は、透明性メカニズムの機能を達成するために、専ら地域貿易協定を検討するための会合（dedicated session）として開催する。
- 4 地域貿易協定当事国は必要なデータを WTO 事務局に提出し、WTO 事務局が事実報告書を作成する（従来は、ほとんどの審査報告書が当事国によって作成されている）。
- 5 一般に、各々のRTAの検討のため一回の公式会合を行う。
- 6 書類及び会合議事録は各国に配布され、WTO 事務局ウェブサイトでも公開される。また、次の点も明確化された。
 - ・ 地域貿易協定交渉を開始したことを WTO に通報する努力義務
 - ・ 署名された地域貿易協定の署名日、発効日を、発効前に WTO に通報する義務
 - ・ WTO に情報提供すべき内容の明確化（地域貿易協定税率、実行税率等）
 - ・ 情報提供を通報から10週間以内（開発途上国間地域貿易協定の場合は20週間以内）に行う義務

(c) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告を改善するための検討

地域貿易協定の実施状況に関する報告については、透明性メカニズムにおいて、以下の手続に従って行われることが合意された。

- 1 地域貿易協定の運用変更は、変更後速やかに通報する。
- 2 実施期間終了時に自由化約束の達成度について簡潔な報告書（a short written report）を提出する。
- 3 要求に応じ、WTO は上記1、2の内容についての意見交換の機会を提供する。
- 4 上記1、2の内容はWTO ウェブサイトで公開する。WTO 事務局は概要を加盟国へ定期的に配布する。

(d) 地域貿易協定に対する実体的規律の検討

ルール交渉部会では、地域貿易協定に対するWTOの実体的規律の明確化を目指した議論も進められている。「実質上のすべての貿易」の基準、移行期間、「他の制限的通商規則」の概念等（GATT 第24条8項）が主な論点となっている（図表II-16-7）。我が国としても、地域貿易協定がWTOのマルチの貿易体制をむしろむしばむことがないように、高い規律を目指して議論に参加している。

<図表 II-16-7>地域貿易協定に対する WTO の実体的規律についての GATT における主要な論点

①第24条第5項「その他の通商規則の全般的な水準」

第 24 条第 5 項は、関税及びその他の通商規則は域外に対する障壁を引き上げてはならないと規定しているが、障壁が上昇したか否かの評価方法については解釈が分かれている。関税の全般的水準については「貿易量を加味した加重平均」を用いることが合意されたが、「その他の通商規則の全般的な水準」に関する判断方法をどうすべきかが論点となっている。

②第 24 条第 4 項と第 5～9 項との関係

第 24 条第 4 項は、関税同盟、自由貿易地域の目的が域内の貿易を自由化することであり、域内と他国との貿易に対する障壁を引き上げることのないことを認めると規定。また、第 24 条第 5～9 項は、関税同盟及び自由貿易地域が GATT 上認められるために、その関税及びその他の通商規則が満たすべき要件、GATT 上必要な手続、関税同盟及び自由貿易地域の定義等を規定している。

このため、第 4 項はそれに続く第 5～9 項によりその具体的内容を規定されており、4 項自体は判断基準ではない（即ち第 5～9 項の要件を満たせば自動的に第 4 項を満たしている）という解釈に基づいて、関税同盟形成に伴って域外国に対して個々の措置ごとにみると新たに障壁が設けられたとしても、第 5 項 (a) の「全体として」保護の水準が上昇していなければ、第 4 項でいう域外との障壁を引き上げたことにはならないという EU 等の意見と、第 4 項それ自体も判断基準とする域外国との意見が対立している。

③第 24 条第 8 項「実質上のすべての貿易」

第 24 条第 8 項は、地域統合による域内自由化の対象は「実質上のすべての貿易」と規定しているが、何をもち「実質上のすべて」とするかについての合意された基準はなく、貿易額をベースとした基準を主張する意見と、品目数をベースとした基準を主張する意見とが存在し、更に、主要セクターが自由化されていない等を問題視した質的基準についても検討すべきことが提案されている。

④第 24 条第 8 項と他の WTO 協定との関係

GATT 第 24 条第 8 項において、撤廃すべき制限的通商規則の例外として、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 20 条が列挙されているにもかかわらず、第 19 条（セーフガード）及び第 6 条（アンチ・ダンピング）が挙げられていないため、ウルグアイ・ラウンド交渉による WTO 義務の拡大や新たな関税同盟の成立等の際に議論された。

具体的には、地域貿易協定の拡大に際して、従前の構成国で行われていた措置（セーフガード、アンチ・ダンピング、輸入制限）を新たな構成国に自動的に拡大すること、また、域内国を除外して域外国のみに対して措置を発動することが、第 24 条第 5 項に違反しないか、第 24 条第 8 項で正当化されるか否かが論点となっている。

(3) 経済的視点及び意義

貿易や投資などに与える地域統合の経済効果は、貿易自由化が最恵国待遇の原則に基づいて実施されず、締結国間で特惠的に行われるため、一般的な貿易や投資の自由化の経済効果よりも複雑な要素が絡む。以下では、地域統合の代表的な経済効果について、①域内国に与える効果、②域外国に与える効果、③生産性に与える効果、④直接投資に与える効果に分類しつつ整理する。

①域内国に与える効果

域内の貿易障壁の削減に伴い、輸入国の消費者は輸入していた同じ財・サービスを従来よりも安く消費することができ（貿易創出効果）、一方、輸出国の生産者は輸出の拡大による利益を得ることができ、域内国の経済厚生は上昇する。また、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行しより多くの種類の財・サービスが市場に供給されるようになる（競争促進効果）。

他方、地域統合においては貿易障壁撤廃の対象国が域内のみに限定されるため、従来、域外から輸入していた財・サービスの一部は域内国からの輸入に転換される場合、生産性の高い域外国からの輸入が生産性の低い域内国からの輸入に代替されることにより（貿易転換効果）、域内国の経済厚生を下げ方向に働く。生産性の高い域外国からの輸入品が域内市場から排除されることは、かえって域内の競争を阻害するおそれがある。

また、締結国が独自に域外関税を設定する地域貿易協定においては、域外関税率が相対的に低い国を通じた域内他国への迂回輸出を防ぐ目的で、輸入品の原産地を特定する原産地規則を設定する必要が生じる。生産者は必要な原産地規則を満たし特惠的な貿易自由化のメリットを享受するために、域外生産や中間財の調達よりもコストが高くても域内生産や中間財の域内調達を増加させるかもしれない。その場合、地域統合は中間財市場や企業の直接投資行動にも歪みを生じる。さらに、原産地規則を満たすコストが大きいと、輸出者が特惠的な関税率を利用せ

ずに自由化前の関税率を賦課されたまま輸出を行うため、貿易自由化によるメリットは限定されたものになってしまう。

このように地域統合は貿易創出効果と貿易転換効果を通じて域内国の経済厚生に相反する二つの影響を与え、また原産地規則の負担により有利な低関税を利用する輸出者が限られたものになるか、あるいは関税引き下げの効果を相殺する費用が生じてしまうおそれがある。

②域外国に与える効果

地域貿易協定の締結は、締結国間の貿易を活性化させ、自由化の対象ではない非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。すなわち、非締結国に対する絶対的な貿易障壁が変わらなくても、相対的には上昇する。その結果、非締結国の締結国に対する交易条件（＝輸出価格／輸入価格）が悪化するおそれがある。こうした交易条件効果は国家間の所得分配を変化させ、非締結国の経済厚生を犠牲にしつつ締結国に利益をもたらす。すなわち、地域貿易協定の締結は、締結国に対し貿易障壁を下げる政策である一方、非締結国に対し貿易障壁を残存させる差別的な措置であるが故に非締結国に対する負の効果に伴う面がある。

非締結国との貿易量の減少と交易条件の変化による利益の移転は域外税率が一定に保たれた場合でも生じるため、既存の地域貿易協定に参加出来ない場合、非締結国は関税の引き上げの代わりに対抗的な地域貿易協定を締結することで、既存の地域貿易協定に参加出来ないことに伴う損失を回復する可能性もある。地域貿易協定の締結が、締結間の経済関係の緊密化と非締結国との経済関係の希薄化を進め、それにより非締結国と新たな貿易自由化を行う誘因を下げってしまうことへの懸念も指摘されている。

③生産性に与える効果

地域貿易協定の締結は生産性を変化させることを通じて、域内国と域外国に追加的な経済効果をもたらす。まず、貿易自由化による貿易障壁の削減は、輸出機会を増大させ生産規模を拡大させることを通じて、規模の経済を実現し生産性を上昇させる効果がある。同様に輸出の拡大や域内市場における競争の促進は、生産者の費用削減努力や研究開発努力の誘因を増加さ

せることにより、生産性を上昇させる。生産性の上昇は域内国の経済成長率を上昇させる要因であり、域内国に利益をもたらす。また、域内の市場規模の拡大は域外国からの輸入の増加につながり、域外国の利益にもなるとともに、貿易転換効果の懸念を減らすことにより域内国の利益にもつながる。

また、財やサービスの輸出や輸入中間財を用いた生産を行う国際化企業は、そうでない非国際化企業と比較して生産性などの企業パフォーマンスが高い傾向にあることが知られている。貿易自由化により貿易の機会が増し国内市場の競争が高まると、資源の再配分が生じて、生産性の低い非国際化企業から高い国際化企業へ資本や労働者などの生産要素が移動し、生産量も同様にシフトしていく。結果的に、貿易自由化は生産性の高い国際化企業の規模を拡大し、生産性の低い非国際化企業の規模を縮小させることを通じて、産業全体としての生産性を向上させる（産業内資源再配分効果）。さらに、生産性の高い国際化企業は、売上げの増加によって、より一層研究開発投資の原資を得ることができ、研究開発を活発化することができるようになることも期待される。

こうした貿易自由化による生産性の向上は、地域貿易協定に限定される効果ではないが、特に市場規模の大きい国が締結相手国である場合、地域貿易協定による特惠的な自由化が大きな生産性向上効果をもたらすことが期待される。

④直接投資に与える効果

地域貿易協定の締結は、企業の直接投資パターンにも影響を与える。すでに域外国の企業が現地市場に供給するための工場を A 国と B 国にそれぞれ設立していた場合、地域貿易協定が締結されると、1つの工場が A、B 両国に供給する輸出基地 (Export-Platform) の役割を果たすことができるため、2つの工場を1つに整理統合することができる（海外直接投資統合効果）。これにより、域外国には工場を1つ閉鎖したことによるコスト節約、域内国には価格下落による消費者への利益がもたらされ、域内国及び域外国の両方とも地域貿易協定によるメリットを享受できる。

他方、原産地規則の要求が厳しくなると、生産コストの比較的高い企業が域内に新規に工場を設立す

る一方、効率的な生産ネットワークを構築していた企業が競争激化によって現地工場を閉鎖してしまう可能性も指摘されている（直接投資転換効果）。

<地域経済統合の経済的評価>

上記のような各効果等が域内国及び域外国へどのような影響を与えるかは、地域統合の協定内容、加盟国の市場規模、所得水準、技術水準、産業構造等によって異なる。

一般に地域経済協定の締結は締結国間の貿易を活発化させ、非締結国との貿易の重要度を相対的に下げる。換言すれば、対外障壁が絶対的に高まらなくても、相対的に高まることによって、域外国からの輸入が域内国からの輸入に対して競争上不利な立場に置かれがちであることは否めない。

しかし、域内国の貿易に与える効果、生産性に与える効果や直接投資に与える効果によって域内国の実質所得が上昇する場合、域外国との貿易増加も期待できるほか、域内国産業の生産性の向上によって対外競争力が強化されれば、将来的に域外国との貿易を自由化することへの反対圧力も緩和されて、世界的な貿易自由化に対してもプラスの影響を持つと期待することができる。

趨勢を見ると、GATT/WTO による多国間ベースでの関税引き下げ努力により、地域統合の関税面での域外差別性は減少しているが、一方で、各種の域外差別的な規定、政策が新たに導入され、域外国が不利益を被る例が見られる。具体的には、一部協定において、GATT/WTO の原則及び関連規定に反すると思われるものには以下のような例がある。

- (a) 特定製品につき所定の条件を満たせば相互に関税をかけない旨を規定する一方で、域外からの域内への企業の新規参入を認めない。
- (b) 地域貿易協定締結や地域協力的形態への参加に伴って域外国に対する関税を実質的に引き上げる。

このような事例が地域統合の組成に際して繰り返されることは問題である。域外国が地域統合に伴う利益を享受し、実質的な対外障壁の緩和を促進するルールに基づき統合が進められることが必要である。

2. 主要ケース

地域統合に関するものとして、以下のような案件が WTO の紛争解決手続に持ち込まれているが、GATT 第 24 条との整合性については必ずしも明確化されていない。

(1) トルコ - 数量制限の導入 (DS34)

トルコは、EU-トルコ関税同盟の締結にあたり、EU が従来から行ってきた繊維に関する残存する多角的繊維取極 (MFA 規制) の実効性を保つことを目的として、EU が数量制限を行ってきた品目と同様の品目について 1996 年 1 月 1 日より一方的に新たな数量制限を導入した。本案件では、トルコの措置について、WTO 以前から残っていた措置以外には経過的セーフガードを除く新規の輸入制限措置の導入の禁止を定めた繊維協定第 2 条のみならず、GATT 第 11 条 (数量制限の一般的禁止) への違反が認められた。他方、トルコの措置は、GATT 第 24 条第 5 項 (a) (関税同盟の組織前の通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない) により正当化されるとの主張は認められなかった。

この結論を導くに当たり、上級委員会は GATT 第 24 条により GATT の他の条文と整合的でない措置が正当化される余地を認めたが、その抗弁が認められるためには、①当該関税同盟が GATT 第 24 条第 5 項 (a) 及び第 8 項 (a) の要件を完全に満たすものであること並びに②問題となっている措置を導入しなければ関税同盟の形成それ自体が阻害されることについて、措置を導入する加盟国が立証しなければならないとした。

(2) EU - バナナの輸入制限 (DS27)

1989 年 12 月当時、EU は ACP 諸国 (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国) との間で、加盟国と旧植民地国間の特恵措置を定める第 4 次ロメ協定を締結し (期間 10 年)、これに基づきバナナの輸入に関して ACP 諸国を優遇していた。

市場統合前の EU のバナナ輸入制度は、ACP 諸国から

の輸入に対してはロメ協定に基づいて従価 20% の関税適用を免除した無税による輸入を認めており、更に EU 加盟国が輸入数量制限措置を行っていた。これに対して、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの要請によって 1993 年 2 月にパネルが設置され、同年 6 月パネル報告書が出された。その中では、EU 加盟国の輸入数量制限措置が GATT 第 11 条第 1 項 (数量制限の一般的禁止) 違反であるほか、ACP 諸国に対するバナナの特恵措置が GATT 第 1 条違反であり、GATT 第 24 条で正当化されないとされた。しかし、EU はこのパネル報告書の採択に応じなかった。また EU は、1993 年 1 月の市場統合に伴い、バナナ輸入の共通制度として、従来の各加盟国が行ってきた輸入数量制限の代わりに関税割当制度を導入し、また関税も従価税を従量税に変更することを決定した (理事会規則 404/93) (同年 7 月施行)。

これに対し、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラの 5 か国が GATT 第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 11 条等の違反を主張した。なお、EU 加盟国のドイツも当該規則が GATT 違反であると主張して、EU 理事会を相手として EU 司法裁判所に同規則の取消を求めたが (Case C-280/93)、GATT の直接効果が否定され、その主張は認められなかった。

当事者間協議では合意に至らなかったため、1993 年 6 月にパネルが設置された。パネルは、1994 年 2 月に報告書を取りまとめ、①従価税から従量税への変更は、GATT 第 2 条第 1 項 (譲許税率より不利でない税率の適用) 違反、②関税割当の数量枠の配分及び税率における差別は、ACP 諸国産バナナの販売を優遇するものであり、GATT 第 1 条 (最恵国待遇) 違反とし、③GATT 第 1 条違反は自由貿易地域等を理由として GATT 第 24 条により正当化されないとした。

GATT 第 24 条により ACP 諸国へのバナナの特恵措置が正当化されるか否かについては、パネルは、ロメ協定が EU のみ貿易障壁を撤廃する義務を負い、ACP 諸国は何ら義務を負わないことに着目し、一部の構成地域だけが制限的通商規則を廃止する非相互的協定は GATT 第 24 条の自由貿易協定に該当しないと判断した。したがって、EU がこれまでも主張してきた、GATT 第 4

部（貿易及び開発）の規定により先進国が開発途上国に対し一方的に貿易障壁を廃止し開発途上国に自由化の義務がない協定であっても第 24 条の要件を満たすとする解釈は、一般特惠制度にウェーバーが設けられたこと及び授權条項が合意された事実を考慮して採用されなかった。

本パネル報告書は、1994 年 3 月以来、採択のため理事會に付されていたが、EU はその採択に応じないまま GATT が 1995 年末で終了したため、本パネル報告書は採択されることがなくなった。この間、EU 及び ACP 諸国は第 4 次ロメ協定に関し GATT 第 1 条第 1 項（最恵国待遇）についてのウェーバー（義務の免除）を申請し、1994 年 12 月の GATT 総会においてその取得が認められた。

なお、EU はウルグアイ・ラウンド交渉の中で、パネル提訴の取り下げと引換えにバナナの関税割当について増枠のオファーを行い、グアテマラを除く 4 か国との間で合意に達した。このうちコロンビア、コスタリカへの割当については、1995 年 1 月 1 日から同合意内容に即して実施されている。

その後、ウェーバー取得後の EU の新たなバナナ輸入制度についても、1996 年 5 月に米国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ及びエクアドルの申立てにより GATT 第 1 条（最恵国待遇）及び第 13 条（数量制限の無差別適用）等の違反を理由としてパネルが設置され、1997 年 4 月にパネル報告が、9 月に上級委報告がそれぞれ配付され、同月の DSB 会合において採択された（本パネル報告書及び上級委員会報告書の内容については第 II 部第 1 章「最恵国待遇」、勧告の実施を巡る米・EU 間の争いについては第 II 部第 15 章「一方的措置」を参照）。

なお、EU に輸入されるバナナの関税については、2011 年 3 月、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びベネズエラを含む 11 か国と EU との間でバナナの取引に関するジュネーブ協定が締結され、段階的に関税の引き下げが実施された。また、理事会規則 404/93 は、2013 年に欧州議会議と理事会の規則 1308/2013 に統合されている。

（3）ブラジル - 再生タイヤの輸入に関する措置（DS332）

ブラジルは、再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措

置の適用除外を導入した。これを受け、EU は、同措置が GATT 第 1 条第 1 項（最恵国待遇）、第 3 条第 4 項（内国民待遇）、第 11 条第 1 項（数量制限の一般的禁止）、第 13 条第 1 項（数量制限の無差別適用）に違反するとして申立てを実施した。これに対し、ブラジルは、同措置は GATT 第 20 条 (b) 及び (d)（一般的例外）、第 24 条（関税同盟及び自由貿易地域）によって正当化される旨主張した。

二国間協議では合意に至らなかったため、2006 年 1 月にパネルが設置された。パネルは、2007 年 6 月に報告書を取りまとめ、ブラジルの措置は GATT 第 11 条第 1 項への該当性を一部認めたものの、ブラジル国内裁判所による仮差し止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は「偽装された貿易制限」であり GATT 第 11 条違反を認定し、GATT 第 20 条 (b) 及び (d) で正当化されないとした。また、メルコスール除外の GATT 第 1 条・第 13 条違反については、訴訟経済の行使により、GATT 第 24 条で正当化されないとした。さらに、上級委員会は、GATT 第 20 条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT 第 20 条の下で正当化されないという結論は支持する内容の報告書を 2007 年 12 月に取りまとめ、同月、DSB 会合において採択された。

（4）ペルー - 特定農産品への追加輸入関税（DS457）

ペルーは、国際価格の変動の中和を目的とした「価格幅システム（Price Range System, PRS）」に基づき、米、砂糖、とうもろこし、牛乳といった農産品の輸入において、追加課徴金を賦課した。2013 年 4 月、グアテマラは、同措置が農業協定第 4 条第 2 項（市場アクセス）、GATT 第 2 条 1 項 (b)（譲許表）等に違反するとしてペルーとの協議要請し、同年 7 月にパネルが設置された。

2014 年 11 月、パネルは報告書が公表され、PRS に基づく追加課徴金は可変輸入課徴金あるいはこれに類する国境措置であり、農業協定第 4 条第 2 項に違反するとした。さらに、ペルーの譲許表には、PRS に基づくその他の租税や課徴金についての記載がなく、本件措置は GATT 第 2 条第 1 項 (b) に違反するとした。

これに対し、ペルー、グアテマラの双方が上訴した。

上級委員会は、農業協定第4条第2項及びGATT第2条第1項(b)に違反するとのパネルの判定を支持したものの、本件措置は最低輸入価格、又は最低輸入価格に類する国境措置に該当しないとするパネル判断は覆した（そのうえで、判断を完遂できるかも検討されたが、できないとした。）。検討の過程で、上級委員会はトルコ数量制限事件(DS34)におけるGATT第24条の解釈を再確認している。2015年7月、上級委員会報告書は公表され、同月、DSB会合において採択された。